

# 国際人権活動

2012年7月24日(火) 第114号

国連経社理特別協議資格NGO  
国際人権活動日本委員会  
〒170-0005東京都豊島区南大塚  
2-33-10 東京労働会館 1F  
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431  
e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

—2012年～2014年—

## 国際人権規約・条約の日本審査続々・・・

ご存知のように、今年から2013年、2014年にかけて、国連人権規約・条約に基づく日本政府報告審査が続きます。2009年12月に政府報告が提出された第3回社会権規約の日本政府報告審査は2013年4月～5月、人権理事会による第2回UPR（普遍的定期的）日本審査は今年の10月31日に行われる予定です。UPR審査については、第1回審査にはなかった事前会合が8月末に開催されます。第2回拷問禁止条約日本政府報告は2011年7月に提出し、審査は2013年5月、第6回自由権規約日本政府報告は2012年4月に提出し、審査は2014年7月と公表されています。それぞれの審査に向けたレポートの作成、事前審査や本審査に向けての準備、傍聴ツアーの計画など多忙になりますが、国際人権を日本社会に広め、定着させる絶好の機会でもあります。個人通報制度実現の取り組みとあわせて、これらの審査に向けた課題に取り組んでいきましょう。

### 社会権規約第3回日本審査

本審査は2013年4月～5月と公表されていますが、事前審査が5月に行われ、それに先立つ5月21日(月)にNGOブリーフィングが行われ、日本からは日弁連、ヒューマンライツ・ナウなど8NGOが参加し、社会権規約委員5名が出席して約1時間にわたって行われたとのこと。委員からは、東日本大震災への対応、福島原発事故について、公務員のストライキ権、高齢者の問題、社会保障、労働権、在日コリアン差別、婚外子の国籍問題、「慰安婦」問題など多岐にわたって質問が出されたとのこと。その後、非公開の事前審査を経て、5月25日に、リスト オブ イシューが出されました。

リスト オブ イシューに対するレポートの準備、本審査(2013年4月～5月)への傍聴・ロビー活動ツアーなどについては引き続き取り組む予定です。



自由権規約第5回日本政府報告  
審査の会場(2008年10月)

### 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約の第1条から第15条に関する第3回日本政府定期報告の検討に基づく質問事項(リスト・オブ・イシュー)

#### 1. 一般的情報

1. 法律や方針が社会権規約の義務をいかに遵守しているか。

#### 第2条2項一反差別

2. 締約国の法律が、社会権規約第2条2項に明記している経

済的、社会的及び文化的権利の享受による差別を禁じているか、間接的な差別に関する項目が含まれているか。性差に基づく差別の規定を改善する手段、性的指向や性同一性に基づく差別を排除する法的手段について。

### 当面の日程

#### ■第5回幹事会

- ・ 8月22日(木) 18時30分～
- ・ 東京労働会館6階応接室

#### ■第5回代表者会議

- ・ 9月19日(水) 18時30分～
- ・ 東京労働会館5階会議室

3. アイヌ民族の人たちへの事実上の差別に取り組むためにとった措置について。2002年に制定された「特別措置法」後の被差別部落の人たちが直面する残存する不利益に対処する措置と状況の改善を観察する現場の組織体についての情報。

4. 身体障害者対策の長期計画や公共職業安定所が研修や雇用の機会を提供する際に差別を排除し、公平な賃金や同一価値労働に対して同一報酬を受ける権利についての措置の程度を示す。また、障害者に対する基本法の2004年の改正が、障害者に対し合理的な便宜を提供し、障害に基づく差別を拒否しているか。

### 第3条—男女平等の権利

5. 政府報告のパラグラフ181に数字で示されているように、労働市場における女性の不利益に対して十分な進展が見られない。公共・民間部門での女性の雇用機会を促進し、パートタイムの割合を削減し、男女間の賃金格差をなくす「女性の社会参加を促進するプログラム」や第2次男女平等参画基本計画などについて、どの程度の措置が取られているか。また、男女雇用機会均等法違反として訴えられた差別に関する事例の提供。

6. 家庭や社会における女性の役割に関する典型的な男女差別や態度の存在に取り組んでいる対策について。

7. 犠牲者が経済的、社会的、文化的権利を享受するに際し、「慰安婦」として女性搾取をいまだに受けていることへの救済的および教育的な措置について。特に、犠牲者の道徳的および物質的利益を満足させるような措置に関する情報の提供。

II. 社会権規約（第6条～15条）の特別項目に関する質問

### 第6条—働く権利

8. グローバル経済の危機的状況の中、失業対策としてどのよ

うな措置を講じたか。また、雇用保険や失業者対策に対する更なる改正を行なったか。

9. 短期および有期雇用契約の労働者の増大に鑑み、雇用が不公平に奪われることなく、同一価値の労働に対する同一賃金や社会保障に対して、これらの労働者の権利を効果的に保護するために取られた対策の効果について。また、不安定な雇用契約や短期契約の継続の悪用を防止する措置の効果について。

### 第7条—正当かつ適正な労働条件の権利

10. 労働時間の短縮、休暇の取得、男女間の家庭内の責任分担に関する「2006年労働時間設定の改善のための特別措置」や「2007年ワークライフバランス（仕事と生活の調和）促進のための行動方針」の採択などの措置の影響について。

11. 45歳以上の労働者の労働条件や不当解雇に対すると同様、彼らの求職に関する「高齢者雇用の安定に関する改正法」の適用の影響について。

12. 建設業界のような危険な労働下において固定賃金契約で雇用された人たちの増加を鑑み、このような労働者の割合と彼らの安全と健全な労働条件が、法と現場の下でいかに守られているか。また、労働者災害補償保険が経営者に雇用された給与受給を受ける労働者のみに適用されていることを考慮した場合、上記労働者に適用可能な業務災害対策を示すこと。

13. 労働者保護法が労働許可証の有無に関係なく外国人を対象にしていることを了解しつつ、不定期な移住労働者や不正な経済に従事している労働者、国内の労働法や社会保障で守られていない労働者に関して、正当かつ適正な労働条件の権利の侵害に対して効果的な保護対策がなされているかの情報提供。

### 第9条—社会保障の権利

14. 現行の年金制度で男女間に存在する収入格差の是正にどのような措置が取られているか。

15. 年金受給の権利のない高齢者が資格を得ている社会給付や、同じく増大するその対象者に対する対策についての情報提供。また、高齢者年金がその受給者に対し十分な生活基準を確保するための措置がとられているか。

16. 2005年の「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者への支援等に関する法律」や2008年の「社会福祉事業法」の実施が、高齢者への虐待やその防止についてどの程度効果的に促進したか。

17. 人身売買、犠牲者に対する援助についての統計的データを。

18. 両親の婚姻状態に関係なく、日本人の父と外国人の母の下で生まれた子どもの市民権確保のために取られた措置に関する情報の提供を。また、新しい法律の下で市民権を獲得した子どもの人数に関する統計上のデータの提供。

### 第11条—十分な生活水準を得る権利

19. 不相応に貧困の影響を受けているシングルマザーや独居暮らしの女性高齢者に対する援助措置の効果についての情報提供。

20. 東日本大地震を含む被災した人たちの暮らしを支援する措置に関する情報の提供を。避難および再定住計画の実施が、避難した人たち、特に高齢者や身障者、子ども、妊婦たちなどの弱者からの要望をどのくらい考慮したか。

21. 高齢者のような特に不利益を被る社会的弱者に対して、保有の法的保障を有する適切で入手可能な住居の取得ができる特別の措置について情報の提供を。また、立ち退きが必要となる状況を定義する法的規定の緩和や、高齢者などの個人的およびグループ弱者に対する居住する権利の

影響についてすべての情報の提供を。

22. 2007年のホームレスに関する全国調査の結果同様、「ホームレスの自立支援に関する特別措置法」や2008年に改正された「ホームレスの自立支援に関する基本方針」などの措置の効果に関する情報の提供。更に、立ち退きやホームレスの実情に関する統計的なデータの欠如により、不利益を被った弱者たちに対する居住の権利の実現をいかに測定しているかを示す。

### 第22条－身体的および精神的健康への権利

23. 原発事故の防止計画を再考し強化する対策。同時に福島第一原発事故を含む原子力事故により被爆した人たちの健康を守る権利を擁護し履行する対策。

24. 健康保険への掛け金の増加により所得水準に関係なく十分な医療サービスを公平に受けられることを保障する対策。

25. 医療に対する予算経費を削減する方針の決定後、医療のサービスや人員がどのように確保されているか。

26. 高率の自殺に対して取られた医療措置についての情報提供を。また、社会的理由による入院の継続を防ぐため、精神病院から退院した元患者を受け容れるために一般社会に用意されている措置を示す。

### 第13条と14条－教育を受ける権利

27. 増大する教育費問題に取り組む措置に関する情報の提供。

28. 少数民族や移住家族に属する子どもたち、特に在日韓国・

朝鮮の子どもたちに対する差別に関する措置効果についての情報提供。また、公立学校でこれらの子どもたちが、独自の言語と文化を含む容易に受けられる教育を保障している措置。民族学校に対し締約国が保障している財政的援助について詳細な情報の提供を。

### 第15条－文化的権利

29. アイヌ言語の使用と学習を促し、アイヌの生活様式を促進し擁護する措置を含む先住民としてのアイヌ民族の文化的権利の保障、前回の政府定期報告以来の措置についての情報提供。

30. 沖縄民族の文化遺産を促進し擁護するために取られている措置を示す。

(要約 翻訳は国際人権活動日本委員会)

## UPR第2回日本審査—2012年10月31日(水)

人権理事会によるUPR第2回日本審査(普遍的定期的政府報告審査)が、今年10月31日(水)に行われます。国際人権活動日本委員会は、「東京・教育の自由裁判をすすめる会」とジョイントでレポートを提出しました。今回は、前回にはなかった事前会合(人権高等弁務官事務所が主催し、政府代表、NGOが参加)が、開かれ、日本は8月31日(金)に予定されていますが、日本委員会の参加は見送りました。

なお、日本委員会が提出したレポートについて、ご希望の方は事務局までご連絡ください。

## 拷問禁止条約第2回日本審査—2013年5月

第1回日本審査は、2007年5月に行われ、国際人権活動日本委員会は、日本国民救援会、布川

事件・桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会と共同でレポートを提出し、布川事件の当事者杉山卓男さん、桜井昌司さんの妻恵子さんなど総勢9名が参加しました。現地での記者会見、委員とのオフィシャル・ミーティングでの訴え、映画「それでもボクはやってない」の映画会やロビーでの訴えなど多彩な行動を行いました。審査後に出された「結論と勧告」は、日本の人権状況に強い憂慮の念を示し、多くの改善を日本政府に勧告しました。

第2回政府報告は、2011年7月に提出され、「拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答」の形で書かれています。100ページを超える膨大なものです。

カウンターレポートは、前回と同様、国民救援会などと共同して提出することになると思いますが、審査の傍聴などもふくめてこれから検討することになります。本審査は2013年5月と公表されています。

## 第6回自由権規約日本審査

## —2014年7月

日本政府報告は2012年4月に提出されました。委員会から出された次回報告の期日は2011年10月29日でしたから、半年遅れでの提出は異例で、評価されるべきかもしれませんが、問題はその内容です。

過去5回の審査で改善を指摘され、勧告されてきたことのほとんどが従来と変わらない記述で政権交代後に提出する初めての報告にもかかわらず、マニフェストに書かれている内容は記述されず、前向きな姿勢も感じられません。分量的にも異例の短さ(66ページ)で、前回の審査で、委員から厳しい意見や質問が出された問題に答えるものとなっていません。

審査は2014年7月です。まずは、政府報告にしっかり目を通し、カウンターレポートの準備、第6回審査への取り組みについて着手しましょう。



# 「平和への権利」・国連宣言について

## —第20回国連人権理事会の決議

6月18日～7月6日に行われた第20会期国連人権理事会は、「平和への権利」人権宣言について、宣言草案の内容を決めるための作業部会を設置し、作業部会が国連総会に提出する宣言案をまとめることが、賛成24、棄権12、反対1（アメリカ）の多数で決定しました（日本は現在理事国ではないので投票には参加していない）。2015年頃に、国連総会で平和への権利・国連宣言を採択するというプロセスの前進にとって重要な会期となりました。

**人権理事会決議事項（要旨）**

- ・無制限の政府間作業部会を設立し、国連宣言の草案を積極的に話し合っていく。諮問委員会が提出した草案を基礎にするが過去・現在・未来の見解

や提案に予断を持たない。

- ・第22会期人権理事会（2013年3月）の前に、4日間の第1会期作業部会を開く。
- ・作業部会に必要な援助の提供を国連高等弁務官事務所に要求する。
- ・諮問委員会の草案起草グループ議長を作業部会第1会期に参加するよう人権理事会議長に対して要求する。
- ・政府、市民社会、関係者に対して作業部会の作業に積極的、建設的に貢献するよう求める。
- ・第23会期人権理事会（2013年6月）に進展状況のレポートを提出するよう要求する。

### 4月5日「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」アピール

個人通報制度とは、自由権規約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約及び拷問禁止条約等で保障された権利が侵害され、最高裁判所においても当該権利の回復が実現されない場合に、被害者個人等が各人権条約を定める国際機関に通報し、救済を求める制度です。個人通報制度を実現するためには、各条約に付属する選択議定書を批准するなど、各条約の定める手続きをとることが必要です。

残念ながら、最高裁判所をはじめとして、日本の裁判所においては、国際人権条約の適用について積極的とはいえ、国際人権条約の人権保障規定

が十分に活かされていません。個人通報制度が日本で実現されれば、個人通報の申立てがあった事件に関して、各条約機関から見解・勧告等が示されることになるため、日本の裁判所も国際的な条約解釈に目を向けざるを得なくなり、日本における人権保障の大幅な向上が期待されます。

国連人権理事会、自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会等は、かねてから日本に対して個人通報制度の実現を勧告しています。G8サミット参加国の中で、何らかの個人通報制度を持たない国は唯一日本のみですし、アジアにおいては韓国やフィリピン等も批准しています。これでは、人権理事会の理事国としてふさわしくな

いばかりか、「国際社会において名誉ある地位を占めたい」とした日本国憲法の前文の精神にも反することになり、日本が人権尊重を柱とした外交を展開しようにも、他国からの信頼を得ることが難しくなります。

現在の政権与党である民主党は、2009年9月の衆議院員総選挙時の公約に個人通報制度の実現を挙げました。野党の中にも個人通報制度実現に賛意を示している党があります。2010年5月には、外務省内に人権条約履行室が設置され、

### 個人通報制度の即時実現を求める

法務省内においても、個人通報制度に関する勉強会がされ

るなど、個人通報制度実現へむけた準備は十分に整っています。2011年12月には、国連総会において、子どもの権利条約の第3選択議定書（個人通報制度に関するもの）が採択されましたが、同選択議定書の共同提案国の1つである日本が、自国において個人通報制度の実現を果たさないことは、矛盾する行為であると言わざるを得ません。

本日の集会に参加した私たちは、個人通報制度の即時実現を政府、国会に強く求めるとともに、日本における人権の保障を一層促進・強化するため、あらゆる努力を尽くす決意をここに表明します。（2012年4月5日「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」参加者一同）

## JAL 不当解雇裁判

# 「87号、98号条約に違反」— ILO が勧告

日本航空が、客室乗務員組合とキャビンクルーユニオンの組合活動の中心的役割を担ってきた多数の組合員の排除を狙って解雇し、また争議過程において争議権投票に介入したことは、「ILO 87号及び98号条約に違反」すると組合が申立てたことに対し、ILO は、6月15日、日本政府に勧告を出しました。

### の自由委員会の勧告内容

(a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。

(b) 整理解雇された労働者148人が、2011年1月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

(c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府が、この原則が十分に尊重されることを確実に保障するよう期待する。

(d) 委員会は、「企業再生支援機構の不当労働行為」について、東京都労働委員会が2011年8月3日に交付した救済命令の破棄を求め、2011年9月1日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

この勧告を受けて、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンは、6月28日、「日本航空はILO 勧告を真摯に受け止め、解雇問題の早期解決を」の声明を発表しました。

そのなかで、勧告は、係争中の2つの裁判、①解雇撤回裁判、②都

労委命令取消しを求めて日本航空が提訴した裁判（都労委は支援機構が行った両労組の整理解雇反対要求に関するスト権投票への介入行為を不当労働行為と認定）について、日本政府に報告を求めている。解雇撤回裁判は、3月に東京地裁が解雇を容認する不当判決を出しているが、勧告が指摘する組合との十分な協議、組合役員の解雇という点について、両判決とも正面から捕らえようとしていない。まもなく控訴審が始まるが、司法に対しても今回のILO 勧告を尊重した判決を行うよう強く求める。

ILO はこの問題の重要性を認識し、再建計画において労働者に与える負の影響を最小限にするための労使協議を行うよう、日本政府に対し強く求めた。また、ILO は勧告が履行されるまで監視続ける。（JAL不当解雇撤回ニュースNo.176より）

ILO 第87号条約・・・結社の自由及び団結権の保護に関する条約

ILO 第98号条約・・・雇用政策及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約



解雇の不当性を訴え街頭宣伝とビラ配布中の原告と支援の仲間たち



首相官邸を取り巻く金曜日のデモが広がり、話題を呼んでいる。6月29日（金）夜、20万人が集まったという集会に参加した。圧倒的に若者と女性、赤ちゃんを抱っこした若いママやファミリーが多く、そのなかに1960年安保世代も混じり、いっしょに「原発やめろ」「再稼働は許さない！」を唱和。この流れが7月16日（日）の「さようなら原発10万人集会」の17万人参加へと盛り上がったのだと思う。（吉田好一 記 写真/ 塩田哲子）

## 前号（113号）からの活動日誌

4月24日（火）日弁連主催市民集会「刑事司法の根本的改革を求めて」  
4月27日（金）映画「ショウジとタカオ」上映会  
4月28日（土）沖田国賠訴訟終結報告集会  
5月3日（木・祝）憲法記念の集い  
5月10日（木）東京革新懇「反原発集会」  
5月11日（金）東京争議団50周年記念パーティー  
5月17日（木）第3回代表者会議  
5月26日（土）布川「守る会」総会と解散パーティー

6月1日（金）「平和への人権宣言」学習会  
6月5日（火）全国公害被害者総決起集会  
6月16日（土）えん罪市民集会  
6月18日（月）第4回幹事会  
6月30日（土）富士国際前社長 市原芳夫さん 社葬  
7月6日（金）第4回代表者会議  
7月16日（月・休日）さようなら原発10万人集会  
7月24日 ヒューマンライツ ナウ新事務所開き

## 掲示板

### <裁判・都労委 傍聴>

- 明治乳業パワハラ損害賠償事件  
・8月8日（水）13時10分  
・東京地裁606号法廷
- スタジオ・イースター裁判

- ・8月23日（水）10時～
- ・東京地裁823号法廷

- 日赤スタッフ派遣争議  
・9月18日 16時～
- ・東京地裁13階

### <集会・シンポ・イベント>

- JAL控訴審判決7・26励ます集い  
・7月26日（木）18時30分～（18時開場）  
・日比谷公会堂
- 日の丸・君が代」裁判第3回全国学習・交流集会  
・8月11日（土）9時30分～12時30分 諸行動の実施報告、各地からの報告  
13時30分～16時30分 討論「日の丸・君が代」強制の状況と反対の闘いなど  
・前日の10日（金）午後、最高裁、文科省などへの要請（予定）、17時～交流集会
- 2012 東京・平和と交流のテーマパーク  
311後の東京に生きる—講演、郷土芸能など多

彩なイベントあり

- ・8月19日（日）14時～ 笹塚町区民ホール
- ・講演「311後の東京に生きる」/高橋哲也さん（東京大学大学院総合文化研究科教授）
- ・参加にはテーマパークパスポート（参加券1000円）が必要。
- ・パスポート申し込みとお問い合わせは 事務局 日中友好協会東京都連合会 03-3261-0433 tokyo@jcfa-net.gr.jp
- 秘密保全法制シンポジウム パート2  
原発事故が起きたら？—市民の安全を守るか—  
・8月2日（木）午後6時～午後8時30分  
・弁護士会館2階行動「クレオ」AB  
・福島現地からの報告、原子力産業の実態報告、パネルディスカッションなど  
・主催 日本弁護士連合会 事前申し込み不要